

群会議の話題

第429号

2021年1月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP: <http://doken-ota.jp>
E-Mail: info@doken-ota.jp
©大田支部組織人員
1月1日現在4,474人

今月のテーマ

2021年が始まりました

みんなの力で組合をより良いものに

明けましておめでとうございます。2020年中はコロナ禍の真ただ中でありながら、組織拡大運動を始めとした組合諸活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございました。

2020年の拡大運動は秋の拡大で19年に引き続き全分会で目標を達成することができました。これは分会再編後初の快挙と言えるものです。

組合の組織人員を増強することで、土建国保や共済などの組合で取り扱っている業務はスケールメリットを維持できます。

さらに、国や東京都、大手企業に対して要求を掲げて運動に取り組むことができています。

建設産業に携わる仲間が約11万人も東京土建に所属しているからにほかなりません。この場を借りてあらためて、20年の拡大に協力していただいたみなさまに感謝を申し上げます。

21年の始まりとともに、21年春一番(1~3月)の組合員の仲間を増やす拡大運動も始まります。

先ほどの通り、

組合の魅力は自然発生している訳ではなく、組合員のみなさまの力によるものです。引き続き新型コロナウイルスに気を付けながら、現場での声掛けなど一人一人ができることを実行して、20年秋の全分会目標達成の勢いそのまま、この春一番の拡大行動も達成を目指していきましょう。

思い返せば新型コロナウイルスは昨今の今頃にクルーズ船内における流行から始まりまもなく日本全国に拡大しました。今年はインフルエンザと新型コロナウイルスの両方に気を付けなければなりません。マスク着用や手洗いというは引き続き続けていきましょう。

2月の半ばからは、組合の確定申告相談会が始まります。また、3月からは労災保険の特別加入(二人親方・事業主等)の更新が始まります。感染症に気を付けながら、仕事や生活を守っていきましょう。21年も組合の諸活動にご理解・ご協力をよろしくお願ひします。

どけんカレンダー (2021年1月10日~2021年2月20日)

日	月	火	水	木	金	土
10	11	12	13	14	15	16
1月			分会執行委員会			
17	18	19	20	21	22	23
	群会議	分会集約会議				
24	25	26	27	28	29	30
31	2月	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
					分会執行委員会	
14	15	16	17	18	19	20
			群会議	分会集約会議		

◆当面の予定◆

★無料法律・税務相談会
1月の無料法律相談会と税務相談会はありませんが、緊急の相談については、支部にご連絡ください。

★建築相談会(予約制)
日時 2月5日(金)午後6時
受付 支部会館2階

※分会、群の会議日程は、地域により異なります。必ず事前確認してください。

白抜きの日は業務休止

確定申告相談会を実施

コロナ禍の確定申告に備えましょう

大田支部にて下記の表の通り、確定申告相談会を実施します。

新型コロナウイルスの拡大に伴い、2020年度は国や地方自治体から助成金や給付金が支給されました。支給された助成金や給付金が課税か非課税かの判断も必要です。確定申告相談会に参加し、申告の準備を整えましょう。	○事業申告・青	5500円
◆申告相談会について	○事業申告・白	3300円
◆申告相談会の記帳指導料	○給与申告	2200円
下記の表をご参照ください	○不動産申告	3300円
◆申告相談の記帳指導料	○消費税・原則課税	5500円
	○消費税・簡易課税	2200円
	※譲渡所得等は、内容により	
		3300円
	【注1】60歳〜69歳の申告者で納税額が「0円」の場合は、指導料を半額	
	【注2】70歳以上の申告者で納税額が「0円」の場合は、指導料を半額	

税額が「0円」の場合は、指導料を免除

◆青色申告について

昨年と同様、分会指定となっております。

今回は青色申告・消費税等の相談日（2月24日〜2月26日、3月1日）に税理士が同席し、複雑な内容については、税理士が申告書を作成します。

●支部集団健診の実施●

支部会館における集団健診を、健診結果データが途切れないよう実施してほしいとの意見がありました。そこで左記の内容で集団健診を実施予定です。

健診を通じて、新型コロナウイルスだけでなく、潜在的な病気も予防しましょう。

【会場】支部会館4階又は5階

【日時】3月7日（日）予定

*当日は密にならないよう、感染防止対策を徹底したうえで実施

します。

●感染症手当金制度の延長について●

東京土建国保加入中の方が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われ、療養のために仕事を休んだ時、新型コロナウイルス感染症手当金の給付対象となります。

国が財政支援期間を再度延長したため、本制度を2021年3月31日まで延長します。新型コロナウイルス感染症手当金をうけるための条件については左記をご確認ください。

- ①新型コロナウイルス感染症の療養のため、仕事ができないこと
- ②連続する3日を含み、4日以上仕事を休んでいること
- ③給与の支払いがない、またはその支払額が感染症手当金より少ないこと

*申請方法等、詳細は大田支部までお問い合わせください。

★支部HPへはこちらより



申告相談日程

①白色申告・給与申告

「日程と対象分会」	
2月16日 事業所	洗足池、東調布 新田
2月17日	徳持、西馬込、はずぬま 多摩川
2月18日	六郷、羽田、蒲田キネマ
2月19日	梅屋敷、糀谷、大森

②青色申告・消費税・譲渡

「日程と対象分会」	
2月24日 事業所	洗足池、東調布 新田
2月25日	徳持、西馬込、はずぬま 多摩川
2月26日	六郷、羽田、蒲田キネマ
3月1日	梅屋敷、糀谷、大森

③予備日

「日程」	3月10日（水）
「会場」	支部会館4階
「時間」	午前10時〜正午、午後1時〜午後4時

◎お持ちいただく物
 今回（令和2年分）の確定申告書類一式、平成30年・令和元年分の申告書（控）収入・経費がわかる書類、各種控除証明書（国民年金、健康保険、介護保険、生命保険、地震保険など）、消費税の申告がある場合は、消費税申告書類一式、平成30・令和元年分の申告書（控）